

評価実施時期：平成 20 年 4～6 月

担当部局名：(1) 企業結合課
(2) 及び(3) 管理企画課

<p>施策名</p>	<p>迅速かつ実効性のある法運用 (1) 企業結合の審査（平成 19 年度） (2) 独占禁止法違反行為に対する措置（平成 19 年度） (3) 独占禁止法違反行為に対する措置 ー大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況ー</p>	<p>政策評価体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策 1 迅速かつ実効性のある法運用</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 企業結合行為（株式所有，合併，事業譲受け等）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また，企業結合の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。 (2) 及び(3) 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (1) 企業結合の審査（平成 19 年度） （総合的評価） 企業結合審査は，定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を終了していること，また，必要な人材を必要な事案に適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなどしていることから，迅速かつ的確な審査が行われていると評価できる。 （必要性） 複数の企業が，株式保有，合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより，市場構造が非競争的に変化する場合，価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから，独占禁止法は，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は，このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり，公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。また，企業結合審査については，近年，国内外からその質の向上の重要性等が指摘されている。 （有効性） ○ 企業結合事案の迅速かつ的確な審査 平成 19 年度に届出を受理した事案については，すべて待機期間である 30 日以内に審査を終了している。事前相談手続における第 1 次審査及び第 2 次審査についても，すべて定められた期間内に審査を終了している。 また，民間出身のエコノミストに加え，法曹資格者を企業結合審査部門に配置し，経済学的，法律的観点からの意見や知見を活用して企業結合審査の質の向上を図るとともに，国際的な企業結合事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。 このように，定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を終了</p>	

しており、審査の迅速性を確保している。また、必要な人材を必要な事案に適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなど、迅速かつ的確な審査が行われており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止が有効に行われていると評価することができる。また、迅速で国際的に整合性のとれた審査を求めている事業者にとっても非常に有効なものであると評価できる。ただし、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合事案などに対して、引き続き、迅速かつ的確な審査が行えるよう、内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るために、適切な人員を確保していく必要がある。

○ 公表内容の充実

様々な業種の事例を公表するとともに、問題解消措置を講じることとした事案など、多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載、一定の取引分野に係る記載の充実などを行うことによって、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは、一定の評価ができる。

(効率性)

すべての届出事案について、待機期間である 30 日以内に審査を終了している。また、事前相談手続における第 1 次審査及び第 2 次審査についても、すべて定められた期間内に審査を終了している。

(反映の方向性)

今後も引き続き、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるよう内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図ることが必要である。

(2) 独占禁止法違反行為に対する措置（平成 19 年度）

(総合的評価)

法的措置の件数等から独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。平成 19 年度の事件審査に要した期間(法的措置を採った事件の平均審査期間)は、平成 18 年度と同様である。

(必要性)

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法などを禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。

(有効性)

平成 19 年度においては、24 件の法的措置を採っており、また、多様かつインパクトのある事件を処理したこと、確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去 3 番目に多いものであることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していることからその有効性が評価されるものと考えら

れる。ただし、国民のニーズや競争環境の変化等により一層的確に対応した法運用を行うためには、より積極的に独占禁止法違反行為を発見するための体制強化が必要であると考えられる。

(効率性)

- 平成 19 年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約 9 か月と、平成 18 年度の平均審査期間と変わらない状況にある。
- 平成 18 年 1 月から施行されている課徴金減免制度について、平成 19 年度においてなされた課徴金減免申請の件数は 74 件と平成 18 年度とほぼ同水準である。平成 19 年度に処理した事件のうち、課徴金の対象となり得る入札談合・カルテル等は 20 件であるところ、16 事件について当該制度が適用されたことが明らかにされており、入札談合・カルテル等の事件の大半が課徴金減免制度を活用したものと見える。

(反映の方向性)

- 寄せられる情報に基づく事件審査だけでなく、より積極的に独占禁止法違反行為を発見し、事件審査に結びつけていくことができるよう、端緒処理部門の体制強化が必要であると考えられる。
- 刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分にいかすことができるよう、検察当局との連携の強化、内部研修の充実による審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。
- 不当廉売等の中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法については、今後とも、迅速な処理ができるよう審査体制の強化が必要である。
- 各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められているところ、審査担当部門の体制強化を図るとともに、リソースの有効活用、職員の審査能力向上を図っていく必要がある。

(3) 独占禁止法違反行為に対する措置 一大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況－

(総合的評価)

公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、A社の納入業者との取引については、審決で認定された違反行為が効果的に排除されるとともに、取引方法が改善されていると評価できるものと考えられる。

(必要性)

本件のような中小事業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用は、自由な競争の基盤を侵害するものであり、公正な競争秩序を維持・確保する観点から、厳正に対処する必要がある。

(有効性)

- A社は、「特売商品等の買ったたき」、「新店セール等における従業員の不当使用」及び「棚卸しにおける従業員の不当使用」といった行為が、独占禁止法違反とされたところ、審決によって違反行為を取りやめること、今後、同様の行為を行うことの禁止などといった是正措置が命じられた。このため、A社は、審決で命じられた是正措置を講ずるとともに、例えば、従業員派遣を求めるケースを明確化するなどの再発防止に取り組んでおり、独占禁止法上問題となる行為は行われていない。
- A社は、審決で命じられたコンプライアンスに関する取組として、独占禁止法の概要を組み入れた行動指針を作成し、全社員に配布するとともに、全仕入担当者を対象に研修を行い、法務部が作成した監査項目について監査部が監査を実施するなどの是正措置を講じている。
- A社は、審決で命じられた項目以外にも、納入業者からの取引上の問題点の指摘を受け、問題となる行為を防止するために納入業者アンケートを実施するとともに、納入業者向けと職員向けのヘルプラインをそれぞれ開設して通報を受けるなどといった違反行為の再発防止に取り組んでいる。

(反映の方向性)

公正取引委員会が法的措置を採ったことが、大規模小売事業者の行動に変化をもたらし、納入業者からみて問題となる行為がなくなるなど、取引上の地位の優劣に起因する問題がみられた状況が大きく変わっている。このように、独占禁止法に基づく法的措置を採ることが、取引の公正化に顕著な効果があることを踏まえ、今後とも、中小事業者に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用には厳正に対処していく必要がある。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（閣議決定）	平成 18 年 7 月 7 日	第 2 章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 （1）国際競争力の強化 ②アジア等海外のダイナミズムの取り込み グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成 18 年度中に見直す。
	規制改革推進のための 3 か年計画（閣議決定）	平成 20 年 3 月 25 日	Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 （イ）企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化 「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」
	第 164 回国会 施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。

第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。
経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）	平成 19 年 6 月 19 日	○第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 (5) 市場経済を支えるルールの整備 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」
経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	○第 2 章 成長力の強化 2. 地域活性化 (3) 中小企業 「独占禁止法及び下請法による取締り強化, 業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（閣議決定）	平成 18 年 5 月 23 日	第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」

評価実施時期：平成 20 年 4～6 月

担当部局名：(1) 及び(2) 下請取引調査室
(3) 景品表示監視室

<p>施策名</p>	<p>ルールある競争社会の推進 (1) 下請法違反行為に対する措置（平成 19 年度） (2) 下請法違反行為に対する措置【成果重視事業】－役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上－ (3) 景品表示法違反行為に対する措置（平成 19 年度）</p>	<p>政策評価体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策 2 ルールある競争社会の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査，招致調査等）を行い，違反行為が認められた場合には，必要な措置（法的措置（下請法第 7 条に基づく勧告）又は警告）を講ずる。 (2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引の公正化のため，下請取引における発注書面交付率を向上させる。 (3) 景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反事実が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（法的措置（景品表示法第 6 条に基づく排除命令），警告又は注意）を講ずる。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (1) 下請法違反行為に対する措置（平成 19 年度） （総合的評価） 勧告件数及び勧告・警告による下請代金の減額分の返還額は改正下請法の施行後最多となっており，幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処していることから，取引の公正化を図るという目標を達成していると考えられる。処理期間についても一定の効率性が達成されたものと考えられる。 （必要性） 下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し，また，減額事件については減額分を返還させるなど，親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処することにより，下請事業者の利益を保護し，下請取引の公正化を図る必要がある。 （有効性） 勧告件数は，平成 16 年度 4 件，平成 17 年度 10 件，平成 18 年度 11 件，平成 19 年度 13 件と着実に増加し改正下請法の施行後最多となっており，平成 19 年度には買ったたき行為について初めて勧告している。下請代金の減額分の返還額は総額で改正法施行後最多の 10 億 8804 万円となっている。 また，平成 19 年度においては，製造委託である電気機械器具製造業，食料品製造業，役務提供委託である道路貨物運送業など，幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処しており，下請事業者の利益を保護するという法の目的に照らしてその有効性を評価できるものと考えられる。 （効率性） 警告については，前年度並の件数を維持するとともに，このうち約 92%を 30 日以内に処理した。勧告件数は，改正下請法の施行後最多の 13 件となっている。この</p>	

13 件中 11 件について目標処理期間（6か月）を上回る結果となっているが、平均処理日数は平成 18 年度の 304 日から平成 19 年度には 293 日に短縮されている。以上のことなどからすれば、一定の効率性が達成されたと評価できるものと考えられる。

（反映の方向性）

- 定期書面調査の調査票について、法の普及・啓発の観点からの見直しを実施する。
- 近年、調査体制の強化のため人員の増員が図られたことを受けて勧告件数が着実に増加しているところ、下請取引の公正化のニーズは以前にも増して大きいことから、引き続き、調査体制の強化を進めていく必要がある。

（2）下請法違反行為に対する措置 — 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 —

（総合的評価）

本事業は、役務委託等分野における発注書面交付率を平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間で製造委託等分野並み（約 95%）に向上させることを目的として実施してきたものであるところ、発注書面交付率は 98.9%まで向上している。

（必要性）

発注書面の不交付は、それ自体が下請法違反行為であるとともに、他の多くの下請法違反行為の原因となり得るものである。下請法の改正により新たに規制対象となった役務委託等分野においては、従来から同法の規制対象である製造委託等分野に比べ発注書面の交付率が低い状態にあることから、発注書面交付率を平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間で製造委託等分野並み（約 95%）に向上させることにより、役務委託等分野における下請取引の公正化を図る必要がある。

（有効性）

平成 16 年度の役務委託等の分野における親事業者の発注書面の交付率は 85.1%であったところ、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間で、これを約 95%にするという成果目標が設定されていた。事業最終年度である平成 19 年度においては発注書面の交付率が 98.9%と、設定した成果目標を達成したことから、発注書面の交付率を向上させるための取組が有効なものであったと考えられる。

（反映の方向性）

本事業については設定した成果目標を達成したところ、今後は、発注書面の記載内容の充実、下請法の実体規定違反の未然防止・取締りに注力していく。

(3) 景品表示法違反行為に対する措置（平成 19 年度）

（総合的評価）

平成 19 年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令 56 件（前年度比 75%増）、警告 19 件（前年度比 271%増）となっており、特に法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行い（不当表示に対する排除命令としては過去最高となる 56 件）、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから、有効性が評価できるものと考えられる。また、全体として、前年度に比べて処理日数の平均値は増加しているが、10 件が 6 か月以内に処理されている。

（必要性）

消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。

（有効性）

○ 排除命令及び警告の処理件数が示すとおり不当表示事件の処理を例年以上に行いつつ、法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行った結果、不当表示事件としては過去最高となる 56 件の排除命令を行った。また、幅広い分野の事案に取り組んでおり、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから、その有効性が評価できるものと考えられる。

○ 消費者のニーズに合わせた法運用を行い、また、法的措置である排除命令の措置を積極的に採った結果、各不当表示事件の内容が従来以上に報道され広く社会に認知されたと考えられる。このことは、同種の違反行為の抑止効果という面からも有効性が評価できる。

（効率性）

法的措置による事件処理を重点的に行い、事務量の多い事件についても、積極的に排除命令による事件処理を行ったこともあり、平成 19 年度に排除命令を行った事件の処理日数の平均値は 328 日であり、前年度に比べて 83 日増加しているが、10 件については 6 か月以内に処理されている。

（反映の方向性）

限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため

- ・ 国民生活に広く影響のあるサービス分野、食品に係る表示、地域ブランドに係る表示等、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行
- ・ 景品表示法第 4 条第 2 項の効果的な適用

を進めていく必要がある。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p>○第 2 章 成長力の強化</p> <p>2. 地域活性化</p> <p>（3）中小企業</p> <p>「独占禁止法及び下請法による取締り強化，業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」</p>
	経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p>○第 5 章 安心できる社会保障制度，質の高い国民生活の構築</p> <p>5. 食料の安定供給と食の安全の確保</p> <p>「適正な食品表示の徹底（中略）など，食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」</p>

評価実施時期：平成 20 年 4～6 月

担当部局名：経済取引局総務課

<p>施策名</p>	<p>競争環境の積極的な創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守意識の向上【成果重視事業】－入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等－ 	<p>政策評価体系上の位置付け</p> <p>【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策 3 競争環境の積極的な創造</p>
<p>施策の概要</p>	<p>入札談合の防止に係る発注機関における調達担当者等の法令遵守意識の向上の観点から、国等の調達機関との間における「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」及び政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催する。また、発注機関等の調達担当者を対象とした研修会に講師を派遣する。</p> <p>国・都道府県・市・政府出資法人の担当職員の参加を得て、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会」を開催する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法についての研修の結果、出席者からは理解が「深まった」、「多少深まった」との回答がほとんどを占め、会場の確保や職員旅費など会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法等の内容を周知することができたものと評価できる。</p> <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発注機関における入札談合防止に係る法令遵守意識の向上を図る観点から、発注機関と連携協力し、調達担当者等に対して、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容を周知徹底する必要がある。 ○ 各発注機関におけるコンプライアンスの向上・入札制度改革は、基本的に各発注機関が独自に取り組んでいるものであるところ、各発注機関の取組状況についての情報交換、取組を行っていく中で直面した問題点・課題等に関する検討等を行い、実効的な取組を更に推進する必要がある。 <p>（有効性）</p> <p>発注機関が主催する研修会に講師を派遣（76 件）した際、出席者に対して実施したアンケートの結果をみると、研修の結果、90 パーセントの出席者が独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法についての理解が「深まった」、「多少深まった」と回答していることなどから、発注機関に対する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法に関する講師派遣については、発注機関職員における独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の知識の向上及び法令遵守意識の向上に関して、有効なものであったと評価できる。</p> <p>（効率性）</p> <p>公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議には、当該会議の参加対象となる発注機関のほとんどが出席しており、また、政府出資法人の調達担当者に対する研修会については、平成 19 年度において、国立大学法人等の比較的発注規模の大きい法人を新たに加える等、参加法人数を増加する方向の見直しを行った結果、</p>	

参加法人数が増加している（18年度23法人，19年度49法人）。さらに，会議等の開催においては，公正取引委員会の本局及び地方事務所の会議室並びに各地方事務所の職員を活用した。これらにより，会場の確保や職員旅費など会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法等の内容を周知することができたものと考えられる。

（反映の方向性）

引き続き，より多くの発注機関と連携協力することにより，調達担当者等に対する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容の周知徹底に努める。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第166回国会 施政方針演説 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（閣議決定）	平成19年1月26日 平成18年5月23日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾でありま す。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに，一 般競争入札の実施を確実に進めます。 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排 除の徹底に関する事項 （5）談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関 する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関 与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用
企業結合の審査（平成 19 年度）

【具体的内容】

企業結合行為（株式保有，合併，事業譲受け等）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また，企業結合の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。

（注） 会社法の施行（平成 18 年 5 月）により，独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に名称が改正されたため，本評価書においては，それ以前の「営業譲受け」の届出等に関しても「事業譲受け」の用語を用いている。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合に対して迅速（第 1 次審査については 30 日以内，第 2 次審査については 90 日以内）かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

（注） 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」が平成 19 年 3 月に改正され，「書面審査」が「第 1 次審査」に，「詳細審査」が「第 2 次審査」に名称変更されたため，本評価書においては，改正前の事前相談における書面調査，詳細審査についても「第 1 次審査」及び「第 2 次審査」の用語を用いている。

3. 評価の実施時期

平成 20 年 4 月～ 6 月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は，複数の企業の結合関係が形成・維持・強化されることによる弊害に対応しているか（必要性）。
- (2) 企業結合審査は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。

(3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

届出・報告等の処理件数

事前相談案件の処理に要した日数

公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 19 年度における主要な企業結合事例について」（平成 20 年 6 月 13 日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査
平成16年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」
（以下「企業結合ガイドライン」という。）において、企業結合審査の対象
となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断
基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の
枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図り、同指針に基づき、企業結合審
査を行っている（平成19年3月に一部改定）。

(2) 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

平成19年度の合併、事業譲受け等の届出受理件数は、合併76件（対前年度比3%増）、分割33件（対前年度比74%増）、事業譲受け等123件（対前年度比10%減）であり、また、株式所有報告書提出件数は1,052件（対前年度比10%増）で、これらを合計した総件数は1,284件（対前年度比8%増）であった。

(注) 届出・報告は、いずれも一定規模を超える会社について義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。

表 1 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

(単位：件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
合併届出件数	103(▲ 8.0%)	70(▲32.0%)	88(25.7%)	74(▲15.9%)	76(2.7%)
分割届出件数	21(0.0%)	23(9.5%)	17(▲26.1%)	19(11.8%)	33(73.7%)
事業譲受け等届出件数	175(▲11.2%)	166(▲ 5.1%)	141(▲15.1%)	136(▲ 3.5%)	123(▲ 9.6%)
株式所有報告書提出件数	959(6.7%)	778(▲18.9%)	825(6.0%)	960(16.4%)	1,052(9.6%)
合計	1,258(2.4%)	1,037(▲17.6%)	1,071(3.3%)	1,189(11.0%)	1,284(8.0%)

(注) () は対前年度増加率 (%) である。

(3) 届出書受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第15条第5項（第15条の2第6項及び第16条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、合併等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行う場合には、合併等の待機期間である30日の期間（必要な報告、情報又は資料の提出（報告等）を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内にこれをしなければならない。

平成19年度に届出を受理した事案については、すべてこの30日の待機期間内に独占禁止法上の問題はなかったとして審査を終了しており、報告等の要請は行っていない。

なお、同規定に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件及び平成16年度に2件あったが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、独占禁止法上の問題はなかったとして、法的措置の期限内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

ア 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」

公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」（以下「事前相談対応方針」という。）を公表し、同方針に基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めている（平成19年3月に一部改定）。

イ 事前相談対応方針に基づく事前相談

重要な企業結合案件の多くについては、当事会社からの申出により、法定の届出等を行う前に事前相談が行われており、公正取引委員会では、平成19年度は、平成18年度と同数の42件の事前相談に対応した（第1次審査及び第2次審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。）。

平成19年度中に回答した事前相談案件のうち、第1次審査案件の処理に要した日数（第1次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表2のとおりであり、平均処理日数は20.8日と、前年度並の日数を維持している（当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した案件は、表2には含まれていない。）。

また、第2次審査案件の処理に要した日数（第2次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表3のとおりであり、平成19年度は、対象となる案件はなかった（平成19年度において、第2次審査の結果の回答を行った案件が1件あるが、当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限の延長を行ったため、表3には含まれていない。）。

ウ 「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」の運用

公正取引委員会は、「企業・産業再生に関する基本指針」（平成14年12月19日）に基づき、産業活力再生特別措置法の政策支援対象となる案件について、企業結合審査の一層の迅速化を図る観点から、企業結合審査の運用指針の策定作業を行い、平成15年4月9日、「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」を策定した（産業活力再生特別措置法の改正に伴い、平成19年10月に一部改定）。

当該運用指針は、産業再生関連事案について、市場シェア等に応じて迅速審査の対象となる事案を3つに類型化し、迅速審査類型のいずれかに該当する産業再生関連事案については、通常30日以内で行うこととしている第1次審査を原則として15日以内で行うことを示している。

産業再生関連事案として審査を行った事案は、表4のとおり、平成15年度は2件、平成16年度は5件あったが、平成19年度は、平成17年度及び平成18年度に引き続き産業再生関連事案はなかった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第1次審査）（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～20日	21～30日	31～50日	51日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6
平成16年度	17	30	0	0	47	22.3
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7
平成18年度	18	20	0	0	38	19.7
平成19年度	15	24	0	0	39	20.8

- （注）1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第1次審査を開始した案件。
 2 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。
 3 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第2次審査）（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	0	3	75.7
平成16年度	0	0	3	0	3	88.3
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7
平成19年度	0	0	0	0	0	—

- （注）1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第2次審査を開始した案件はない。
 2 第2次審査に至るまでの第1次審査の期間は含んでいない。
 3 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

表4 産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～5日	6～10日	11～15日	16日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成15年度	0	0	2(1)	0	2(1)	13.5(15.0)
平成16年度	0	1(1)	2(2)	2	5(3)	17.8(11.3)
平成17年度	0	0	0	0	0	—
平成18年度	0	0	0	0	0	—
平成19年度	0	0	0	0	0	—

- （注）1 当事会社が産業再生案件である旨主張したが、迅速審査類型には該当しなかった事案を含む。（ ）内は迅速審査類型に該当した事案（内数）。平均処理日数の（ ）内は、迅速審査類型に該当した事案のみの平均処理日数。

2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。また、事前相談なしの届出案件も含む。

(5) 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例の企業結合審査結果の公表に当たって、その理由を含めより詳細に記述する（審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載）など、公表内容の充実を図っている。

また、最近では、「一定の取引分野」に係る記載を充実することにより、企業結合審査における事業者の予見可能性がより一層高まるよう努めている。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表5のとおりであり、公表内容の充実を図ることとした事前相談対応方針の公表前の平成13年度は、公表事例の頁数が1～3頁のものが大半で、総頁数46頁、1件当たりの頁数が平均で3.3頁に過ぎなかったが、この方針の公表後に公表を行った平成14年度から平成19年度は、総頁数が平均で76頁、1件当たりの頁数が平均で6.3頁と公表内容の充実が図られている。平成19年度の公表件数は平成18年度より1件少なかったものの、1件当たりの頁数が平均で6.4頁と平成14年度以降の水準を維持している。

表5 公表事例の頁数別の件数

(単位：件)

年度	頁数				合計件数	平均頁数 (頁)	総頁数 (頁)
	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～			
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)	46(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)	78(170)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)	63(137)
平成16年度	2	3	6	1	12	7.0(212)	84(183)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(185)	79(172)
平成18年度	1	4	7	0	12	6.6(200)	79(172)
平成19年度	1	6	3	1	11	6.4(194)	70(152)

(注) 平均頁数、総頁数の()内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数の

指数である。

8. 評価

(1) 必要性

複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、近年、以下のとおり国内外からその質の向上の重要性等が指摘されているところである。

- 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定・平成20年3月25日改定閣議決定）

「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」

- OECD競争委員会「合併審査に関する理事会勧告」（平成17年3月23日）

C. 競争当局のリソース及び権限

「加盟国は、競争当局が効率的かつ効果的な合併審査を実施し、複数国にまたがる合併の審査において他の競争当局と効果的に協力・調整を行うための十分な権限を有することを確保すべきである。加盟国は、競争当局がこれらの業務を遂行するために十分なリソースを必要とすることを認識すべきである。」

- 経済成長戦略大綱・工程表（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議・平成20年6月27日改定）

- ・ 新短期（～2008年度）

「審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。」

- ・ 長期（～2015年度）

「経済実態の変化を踏まえて企業結合規制を不断に見直し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を確保する。」

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を更に高めていくために、平成19年3月に企業結合ガイドラインの一部改定を行い、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組の明確化・精緻化等を図っている。また、実際の企業結合審査においても、同指針に基づき迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、できるだけ多くの案件について、その理由を含め公表するなど、内容を一層充実させてきている。

近時、国際的な企業結合事案や経済分析を必要とする事案等が増加しており、今後もこの傾向は継続すると考えられるところ、今後とも、国際的な事案については必要に応じ海外の競争当局と連携をとるとともに、経済分析を必要とする事案についてはそれを積極的に活用するなど、的確な企業結合審査に努めていく必要がある。また、企業結合審査の公表内容の充実を図るなど、引き続き、企業結合審査の透明性や事業者の予見可能性を高めていく必要がある。

(2) 有効性

ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

(7) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成19年度に届出を受理した事案については、すべて待機期間である30日以内に審査を終了している。

また、前記7(3)に記載のとおり、法定手続に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あるが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、法的措置の期間内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると、第1次審査については、表2に記載のとおり、平成19年度は、平成16年度以降と同様に、すべての事前相談に対して、期間内(30日以内)に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

また、第2次審査については、表3に記載のとおり、平成19年度は、

対象となる案件がなかったものの、平成15年度以降、すべての第2次審査案件について、期間内（90日以内）に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

(ウ) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律・経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より精緻な企業結合審査の実施に取り組んでおり、従前から、より客観的かつ理論的な分析を行う観点から、民間出身のエコノミスト（注）を企業結合審査部門に配置している。当該エコノミストは、個々の事案において経済分析を担当したり、経済学的観点から意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

また、平成19年度においては、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、新たに法曹資格者を企業結合審査部門に配置したところであり、当該法曹資格者は、法律的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

公正取引委員会では、こうした専門的知識・経験を有する職員を大型・重要案件に重点的に配置するなど、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査体制の構築を行った。

（注） 経済学及び経済分析に関する専門的知識・経験を有する者をいう。

(イ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

最近では、平成17年度に「Johnson & JohnsonによるGuidant Corporationの株式取得」の事案について、公正取引委員会では、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、米国連邦取引委員会や欧州委員会との間で密接な情報交換を行った。

平成19年度についても、複数の個別具体的審査事案について欧州委員会等との間で必要な情報交換等を行っている。また、こうした海外の競争当局との連携が必要な事案については経済分析等の専門的知識・経験を活用する必要がある大型・重要案件が多く、前記(ウ)の専門的知識・経験を有する職員を含め重点的に人員を配置す

ることにより、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査の実施に努めている。

(オ) まとめ

このように、平成19年度の企業結合審査は、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を終了しており、審査の迅速性を確保している。

また、経済のグローバル化が進展する中で、必要な人材を必要な事案に適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなど、迅速かつ的確に審査が行われており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止が有効に行われていると評価することができる。また、迅速で国際的に整合性のとれた審査を求めている事業者にとっても非常に有効なものであると評価できる。

今後増加すると見込まれる国際的な企業結合事案などに対して、引き続き、迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、過去の企業結合事案の事後的検証を行うことにより企業結合審査の精緻化に努めるほか、内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るために、適切な人員を確保していく必要がある。

イ 公表内容の充実

公表事例については、特定の業種に偏ることなく様々な業種の事例を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案や一定の取引分野の地理的範囲を国境を越えて画定した事例など多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載、一定の取引分野に係る記載の充実などを行っている。

このように公表内容の充実に努めることによって、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは、一定の評価ができるものである。

(3) 効率性

ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

前記7(3)に記載のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業

結合審査については、定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できるものである。

イ 事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理日数

第1次審査案件の処理については、前記7(4)イに記載のとおり、平成19年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できるものである。

(4) 今後の課題（政策への反映）

企業結合審査案件の公表内容の充実、事業者の予見可能性、企業結合審査の透明性の向上に資することから、今後も継続して行うことが必要である。

また、昨年度の評価では、国際的企業結合事案のうち、海外の競争当局との連携が必要な案件についても、引き続き適切に対応していく必要があるとしているところ、平成19年度においては、経済分析等の専門知識を有するエコノミストに加え、法曹資格者を企業結合課に配置するとともに、海外の競争当局との連携が必要な事案を含む大型・重要事案に重点的に人員を配置したところである。公正取引委員会は、今後も引き続き、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備を図る必要がある。

さらに、内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るため、更に体制の強化を進めていくことが必要である。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

小西委員	○ 「主要な企業結合事例の公表内容の充実」では、どういった観点から内容の充実が図られているか記載すべき。(意見を踏まえて修正を行った。)
田辺委員	○ 資料がどの程度利用されたかという観点から、ホームページに掲載された資料へのアクセス件数を分析・評価してみてもどうか。

実績評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（平成 19 年度）

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業にかかる不当廉売事件について 2 か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成 20 年 4 月～6 月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

法的措置等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

課徴金納付命令額

違反事件の処理期間 等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 19 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」（平成 20 年 5 月 21 日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

(注) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打ち切り」という。)もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、表4を参照。) (単位:件,名)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
申告件数	560	944(68.6%)	900(▲4.7%)	1,657(84.1%)	2,460(48.5%)
事件処理件数	123	120(▲2.4%)	89(▲25.8%)	131(47.2%)	142(8.4%)
法的措置	25	35(40.0%)	19(▲45.7%)	13(▲31.6%)	24(84.6%)
警 告	13	9(▲30.8%)	7(▲22.2%)	9(28.6%)	10(11.1%)
注 意	75	60(▲20.0%)	47(▲21.7%)	74(57.4%)	88(18.9%)
打 切 り	10	16(60.0%)	16(0.0%)	35(218.8%)	20(▲42.9%)
対象事業者等の数	462	481(4.1%)	509(5.8%)	82(▲83.9%)	203(247.6%)
法的措置	405	472(16.5%)	492(4.2%)	73(▲85.2%)	193(264.4%)
警 告	57	9(▲84.2%)	17(88.9%)	9(▲47.1%)	10(11.1%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。

2 「法的措置」とは、勧告及び排除措置命令並びに勧告又は排除措置命令を行っていない課徴金納付命令である。

表2 事件処理の違反行為類型別内訳(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件)

内容	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	3	2.4%	5	4.2%	0	0.0%	2	1.5%	4	2.8%	
カルテル等	価格カルテル(注1)	4	3.3%	5	4.2%	6	6.7%	30	22.9%	20	14.1%
	入札談合	19	15.4%	22	18.3%	19	21.3%	6	4.6%	16	11.3%
	その他のカルテル(注2)	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%
	小 計	24	19.5%	28	23.3%	25	28.1%	38	29.0%	36	25.4%
不公正な取引方法(注3)	76	61.8%	76	63.3%	48	53.9%	77	58.8%	82	57.7%	
そ の 他(注4)	20	16.3%	11	9.2%	16	18.0%	14	10.7%	20	14.1%	
合 計	123	100.0%	120	100.0%	89	100.0%	131	100.0%	142	100.0%	

(注) 1 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

- 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
- 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳 (単位：件)

内容	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	1	4.0%	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
カルテル等	価格カルテル(注1)	3	12.0%	2	5.7%	4	21.1%	3	23.1%	6	25.0%
	入札談合	14	56.0%	22	62.9%	13	68.4%	6	46.2%	14	58.3%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	17	68.0%	24	68.6%	17	89.5%	9	69.3%	20	83.3%
不公正な取引方法(注3)	7	28.0%	8	22.9%	2	10.5%	4	30.7%	3	12.5%	
そ の 他(注4)	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	
合 計	25	100.0%	35	100.0%	19	100.0%	13	100.0%	24	100.0%	

- (注) 1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
- 2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
- 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
- 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンについて、また、平成18年6月に家庭用電気製品について、それぞれの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表し、当該事案の内容を踏まえた迅速な処理を行うとともに、競争事業者への影響が大きな事案等については、排除措置を視野に入れた事件審査を行っていく方針である。

平成19年度においては、排除措置命令2件及び警告1件を行ったほか、迅速処理により、1,679件(前年度比62.9%増)の注意を行った。

表4 小売業に係る不当廉売事件の処理(注意)の状況 (単位：件)

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,835	1,663 (▲9.4%)	1,834 (10.3%)	3,593 (95.9%)	4,885 (36.0%)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	653	627 (▲4.0%)	607 (▲3.2%)	1,031 (69.9%)	1,679 (62.9%)
申告件数に占める注意件数の割合	35.6%	37.7%	33.1%	28.7%	34.4%

(注) () 内は対前年度増加率(%)である。

(2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移 (単位：百万円, 件, 万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
納付命令総額	3,867	11,150 (288.3%)	18,870 (69.2%)	9,263 (▲50.9%)	11,296 (21.9%)
課徴金納付命令件数	468	219 (▲53.2%)	399 (83.5%)	158 (▲60.4%)	162 (2.5%)
1件当たりの納付命令額	826	5,091 (616.3%)	4,729 (▲7.1%)	5,863 (24.0%)	6,973 (18.9%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。

2 旧法に基づく課徴金の納付を命じる審決を含み、旧法に基づき審判手続に移行したものを除く。

(3) 刑事告発

平成19年度においては、独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務に係る入札談合事件について、平成19年5月24日及び同年6月13日、地質調査・調査測量設計業務を営む4法人及びこれら4法人の受注業務に従事していた者5名並びに独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名を、検事総長に告発した。

表6 刑事告発件数 (単位：件, 名)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
告発	告発件数	1	0	2	2	1
	対象事業者数	4 (9)	0	32 (47)	16 (32)	4 (11)

(注) 対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

(4) 入札談合等関与行為防止法の適用

公正取引委員会は、入札談合事件についての調査の結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときには、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。なお、平成19年3月、入札談合等関与行為の範囲及び適用対象となる発注機関の範囲が拡大されたほか、同法改正法が施行され、発注機関職員に対する刑罰規定が創設された。

平成19年度においては、同法に基づく改善措置要求は行っていないが、防衛施設庁が発注する土木・建築工事に係る入札談合事件及び独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務に係る入札談合事件において、発注機関の役職員が入

札談合等関与行為を行っていた事実が認められたので、それぞれ発注者に対してその旨の通知を行った。

8. 評価

(1) 必要性

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引方法などを禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。

さらに、我が国においては、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為への厳正な対処が必要とされている。公正取引委員会においては、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

ア 入札談合・価格カルテル

入札談合や価格カルテルは、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成 19 年度においては、発注者の入札談合等関与行為を認定した防衛施設庁土木・建築工事談合事件及び緑資源機構談合事件、医療機器分野の談合事件、日本及び欧米の事業者によるマリンホースの受注調整に係る国際カルテル事件、価格カルテル事件など、インパクトのある事件について処理している。

イ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当な不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めているところである。

平成 19 年度においては、石油製品小売業者による普通揮発油の不当廉売について、2 件の排除措置命令及び 1 件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして 1,679 件の注意を行った。また、国又は地方公共団体が発注する公共建設工事の低価格入札事件について、5 件の警告を行うなど、厳正かつ積極的に対処した。

ウ 競争者排除事件等

独占禁止法の目的たる公正かつ自由な競争の確保のためには、新規参入等の競争環境の確保が不可欠である。

平成 19 年度においては、事業者団体（薬剤師）による構成事業者の活動制限事件及びタクシー事業者による競争事業者の排除事件等について法的措置等を行うなど、厳正に対処した。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

平成 19 年度の事件処理件数（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）は 142 件（前年度比 8.4%増）であった。このうち、法的措置は 24 件（同 84.6%増）、警告は 10 件（同 11.1%増）、注意は 88 件（同 18.9%増）である。

平成 19 年度の法的措置件数の内訳（表 3 参照）を見ると、カルテル事件が 6 件、入札談合事件が 14 件、不公正な取引方法に係る事件が 3 件、事業者団体による構成事業者の活動の不当な制限 1 件と、多様な事件審査を行っている。

課徴金納付命令（表 5 参照）については、平成 19 年度において、旧法又は平成 17 年に改正された独占禁止法に基づき、延べ 165 名の事業者に対して、総額 149 億 2416 万円の課徴金納付命令を行った。また、前年度以前から旧法に基づく審判係属中となっている案件のうち、延べ 10 名の事業者に対して、課徴金の納付を命ずる審決（総額 10 億 3041 万円）を行った。

他方、延べ 14 名から課徴金納付命令に対する審判開始請求があり、審判手続が開始された（このうち、13 名からの審判開始請求は旧法に基づく課徴金納付命令に対するものであり、審判開始決定により、これらの課徴金納付命令は失効した。なお、失効した課徴金納付命令額の合計は、46 億 5771 万円）。

この結果、平成 19 年度において審判開始決定により失効した分を除く課徴金額は、延べ 162 事業者に対して、112 億 9686 万円となっている。事業者 1 社当たりの課徴金額としては、6973 万円となり、過去 3 番目に多いものとなっている。

また、酒類、ガソリン及び家庭用電気製品に係る不当廉売事案については、不当廉売につながるおそれがあるとして注意を行った件数は 1,679 件と前年度 1,031 件から大幅に処理件数が増加している。

イ 有効性の評価

前記アのとおり、平成 19 年度においては、24 件の法的措置を採っており、また、多様かつインパクトのある事件を処理したこと、確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去 3 番目に多いものであることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していることからその有効性が評価されるものと考えられる。ただし、国民のニーズや競争環境の変化等により一層的確に対応した法運用を行うためには、より積極的に独占禁止法違反行為を発見するための体制強化が必要であると考えられる。

(3) 効率性

ア 処理期間

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、効率的かつ実効性のある審査を行うためには、事件処理を迅速に行うことが重要である。

平成 19 年度においては、法的措置を採った全事件の平均審査期間が約 9 か月

と、平成18年度の平均審査期間と変わらない状況である。

酒類、ガソリン及び家庭用電気製品に係る不当廉売事案処理について、申告のあった事案に関して処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、注意を行った案件の半数は2か月以内に処理されている。

イ 申告情報の事件処理化の促進等

近年の違反事件においては、違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見（端緒処理）や事件処理が困難になってきていることから、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行うよう努めてきた。

平成19年度においては、昨年度より11件多い142件の事件処理を行っている（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）が、申告件数に対する処理の比率としては前年度に比べて2.1%のポイント減少となっている。これは、本年度の申告件数（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）が昨年度の1.5倍にも上っていることが大きな要因であると考えられるが、今後も、申告件数に対する処理の比率を向上させるため、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

また、平成18年1月から施行されている課徴金減免制度について、平成19年度においてなされた課徴金減免申請の件数は74件であり、平成18年度とほぼ同水準である。さらに、平成19年度に処理した事件のうち、課徴金の対象となり得る入札談合・カルテル等は20件であったところ、16事件について当該制度が適用されたことが明らかにされており、入札談合・カルテル等の事件の大半が課徴金減免制度を活用したものであるといえる。同制度は、外国事業者に法的措置を採った初の国際カルテル事件であるマリンホースの製造販売業者に対する件においても活用されている。

表7 申告件数に対する事件処理比率 (単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
申告件数	560	944	900	1,657	2,460
事件処理件数	123	120	89	131	142
比率	22.0%	12.7%	9.9%	7.9%	5.8%

ウ 違反行為に対する事件処理の効率性

違反行為に対する事件処理の効率性を把握するため、事件処理にどの程度的人员・時間が投入されたかを検証した。

一般に、法的措置事件には比較的多くの人員・時間が割かれるところ、平成

16年度から平成18年度までに処理した1件当たりの法的措置事件に投入された平均的な人員・時間と平成19年度のそれとを比較したところ、平成16年度から平成18年度までの期間のものを100とすると、平成19年度は約73となっている。

(注) 本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

なお、比較の対象とした過去の法的措置事件には、平成17年独占禁止法改正法の施行以前の手續によるものが含まれている。

(4) 今後の課題

ア 審査体制の強化等

平成17年改正法により導入された犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための権限、制度を、事件審査において円滑かつ適切に活用することが重要であり、今後とも以下のような取組が必要である。

○ 審査担当部門の一層の体制強化

平成19年度においては2,460件の申告（前年比48.5%増。小売業に係る不当廉売の事案を除く。）が寄せられ、また、74件の課徴金減免制度に基づく報告等が行われている一方で、当該申告等に基づく事件の審査を行う審査担当部門の体制整備が十分ではないと考えられるため、今後も、審査担当部門の体制強化が必要である。さらに、より一層的確に国民のニーズ等に対応した法運用を行うため、寄せられる情報に基づく事件審査だけでなく、より積極的に独占禁止法違反行為を発見し、事件審査に結びつけていくことができるよう、端緒処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

○ 犯則調査権限の活用

平成19年度には、1件の刑事告発を行っているところ、今後とも、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分にいかすことができるよう、検察当局との連携の強化、内部研修の充実による審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

○ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

小売業に係る不当廉売の申告件数は、近年増加傾向にあり、平成19年度には、4,885件（前年比36.0%増）の申告が行われ、排除措置命令2件及び警告1件を行ったほか、迅速処理により、1,679件（前年比62.9%増）について注意を行っている。また、公共建設工事の低価格入札事件について、5件の警告を行っている。

不当廉売等の中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法については、今後とも、迅速な処理ができるよう審査体制の強化が必要である。

イ 事件処理の一層の効率化

規制改革の進展，経済活動のグローバル化等により，各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において，申告件数も増加しており，これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため，引き続き，審査担当部門の体制強化を図るとともに，リソースの有効活用，職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。

具体的には，①国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合，②中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価，③経済発展の核となるIT・公益事業分野及び知的財産分野における新規参入阻害行為などの重点的に取り組む分野へのリソースの集中，審査長等による担当事件処理の繁忙を見極めながらのリソースの効率的な配分と事件の内容に応じた適切な処理，審査技術の向上等のための研修の充実等が必要である。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ，その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	○ 「重点的に取り組む」という表現を用いる際には，具体的に考え方を示すべき。（意見を踏まえて修正を行った。）
東條委員	○ 課徴金減免制度の効果を，より詳しく説明するよう努力すべき。

総合評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置

—大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況—

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策等の目的

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成 20 年 4 月～6 月

4. 評価の目的（ねらい）及び観点

大規模小売業者による優越的地位の濫用行為は，中小事業者に不当な不利益をもたらし，自由な競争の基盤を侵害する，独占禁止法違反行為（不公正な取引方法）の 1 つであり，大規模小売業者の業態の多様化や規模の拡大を背景として，近年多発している。

そこで，これらの事件の中でも，違反行為者の事業規模が大きく，また，百貨店業における特定の不公正な取引方法（昭和 29 年公取委告示第 7 号）第 4 項（いわゆる買ったたきの禁止規定，同告示は平成 17 年 11 月に廃止され，その内容は「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」に引き継がれている。）を適用した初めての事案であるところの個別事件を取り上げ，公正取引委員会による違反行為の排除が行われることにより，当該大規模小売業者の納入業者との取引に対する意識が変わり，再発防止策が講じられること等によって，不公正な取引方法が用いられていた取引関係がどのように変化したかを，納入業者の意見，コンプライアンス体制の構築の状況

等を通じて検証し、評価する。

5. 政策効果の把握の手法

当該大規模小売業者（法務部及び食品本部）及び納入業者 20 社からのヒアリング等

6. 施策の実施状況

公正取引委員会は、国内において食料品、衣料品、住居関連品等の小売業、いわゆる総合量販店を営む事業者（以下「A社」という。）が、

- (1) 「特別感謝デー」、「特別ご招待会」及び「〇〇特売」と称する特売セールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある仲卸業者に対し、前記特売セールの用に供する特定の商品について、前記仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、その特定の商品からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させている【**特売商品等の買ったたき**】
- (2) 自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール並びに「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある食料品、衣料品、住居関連品等の納入業者に対し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている【**新店セール等における従業員の不当使用**】
- (3) 棚卸しに際し、納入取引関係を利用して、前記納入業者に対し、自社の棚卸しのための作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた【**棚卸しにおける従業員の不当使用**】

行為が、独占禁止法第 19 条（百貨店業における特定の不公正な取引方法第 4 項及び第 6 項並びに不公正な取引方法第 14 項〔優越的地位の濫用〕第 2 号に該当）の規定に違反するものとして、平成 16 年 12 月 9 日、A社に対し、勧告を行い、平成 17 年 1 月 7 日、勧告と同趣旨の審決を行った。審決主文の概要は以下のとおりである。

- ① 前記(1)及び(2)の違反行為を取りやめること
- ② 前記(3)の違反行為を取りやめている旨の確認
- ③ 前記仲卸業者への通知及び自社の従業員等への周知徹底（前記(1)の行為を取りやめるに際して採った措置及び今後同様の行為を行わない旨）
- ④ 前記納入業者への通知及び自社の従業員等への周知徹底（前記(2)の行為

を取りやめるに際して採った措置，前記(3)の行為を取りやめている旨を確認するに際して採った措置及び今後同様の行為を行わない旨)

- ⑤ 今後，同様の行為を行うことの禁止
- ⑥ 今後，同様の行為を行うことがないよう，独占禁止法の遵守に関しての行動指針を作成し，当該行動指針等に基づく仕入担当者に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じること

7. 評価

(1) 必要性

本件のような中小事業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用は，自由な競争の基盤を侵害するものであり，公正な競争秩序を維持・確保する観点から，厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア A社による再発防止策

(7) 特売商品等の買ったたき

a A社が講じた再発防止策

A社は，再発を防止する目的で，特売セールにおける特定の商品の仕入担当者を対象とした商品取引マニュアルを策定し，周知するとともに，A社の同仕入担当者への配布を行っている。

この商品取引マニュアルでは，取引先との商談方法及び商売道徳・商売倫理に基づく禁止行為等を規定しており，その中で，例えば仲卸業者との商談に関して，セールについては「店舗責任者は，取引先との商談・合意により特売計画書を作成し，本部によるチェック（お互いの署名により確認）を受ける体制を徹底する」，また，チラシの作成については「店舗責任者は，取引先との商談・合意により決定し，チラシ報告書を送付し本部によるチェック（お互いの署名により確認）を受ける体制を徹底する」と規定している。

また，買ったたきについては，審決主文で命じられた事項とは別に後記の「コンプライアンス月間テーマ」として買ったたきを取り上げ，問題となる行為を行っていないか監視している。また，担当部門独自の取組として，毎週1回，店舗の仕入責任者と本部の仕入担当者がミーティングを行っているが，その中で，店舗の仕入担当者から買ったたきを含めた独占禁止法の遵守状況の把握を行っており，さらに，法務部が実施する研修とは別に年2回各店舗の仕入担当者に対する独占禁止法の研修を実施している。

b 仲卸業者の意見等

ヒアリングを行った仲卸業者8社は、事件当時のようなチラシに掲載する目玉商品を連絡し、同商品について仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等の行為はなくなり、取引方法が改善されたとしている。

c 審決後の状況の評価

審決後、特売セールについて、買ったときと疑われるような行為は認められず、A社は、審決で命じた必要な是正措置を講じるとともに再発防止に取り組んでおり、その効果が表れていると評価することができる。

(イ) 新店セール等における従業員の不当使用

a A社が講じた再発防止策

A社は、再発防止策として、緊急対策委員会と称する社長、顧問弁護士等で構成する会議等を開催し、①従業員派遣を求めるケースの明確化、②従業員派遣の要請先の選別、③納入業者に対する要請手続の整備及び④費用負担手続の整備を行っている。

① 従業員派遣を求めるケースの明確化

A社は、従業員派遣の要請については、大規模小売業告示施行（平成17年11月1日）までの間は、緊急対策委員会等の決定に基づき、派遣を要請する理由及び必要とする派遣人数の明確化を図っていたが、大規模小売業告示施行後は、従業員派遣を原則禁止とする一方で、大規模小売業告示における従業員派遣の例外に合わせる形で、派遣要請を許可することとしている。

<参考> 大規模小売業告示 抜粋

（納入業者の従業員等の不当使用等）

7 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己等の業務に従事させるため、納入業者にその従業員等を派遣させ、又はこれに代えて自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。

一 あらかじめ納入業者の同意を得て、その従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務（その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合にあっては、当該商品の販売業務及び棚卸業務）のみに従事させる場合（その従業員等が有する販売に関する技術又は能力が当該業務に有効に活用されることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。）

二 派遣を受ける従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、その従業員等の派遣のために通常必要な費用を大規模小売業者が負担する場合

② 従業員派遣の要請先の選別

A社は、審決後は、従業員派遣の要請を行うに当たっても、要請先を取引量が多い納入業者に絞っており、また、大型店において人手が足りないと予想できるときだけに要請することとしている。

③ 納入業者に対する要請手続の整備

A社は、仕入担当者に対して従業員派遣要請についてのA社の方針を説明するとともに、A社の方針を事前に納入業者に案内した後、納入業者との間で覚書を交わすなどの明確化を図っている。

④ 費用負担手続の整備

A社は、実際に要した費用を支払うこととして、これらの従業員派遣のために通常必要な費用について、納入業者と協議し決定した金額を全額支払っている。

b 納入業者の意見等

ヒアリングを行った納入業者13社は、審決以降も要請を受けて従業員を派遣しているが、要請されることが格段に少なくなり、派遣要請方法も協議して書面を交わすようになるなど、問題はなくなったとしている。

また、派遣費用についても、A社が負担する仕組みが整備されており、A社が提示した金額についても、納入業者との協議によって金額の変更が可能である旨、ヒアリングを行った納入業者から回答を受けていることから、A社による従業員派遣の要請の問題は解消されたものとする。

c 審決後の状況の評価

審決後、A社には、新規及び改装オープン時のセール等に際し、従業員等を派遣するよう不当に要請していると疑われるような行為は認められず、A社は、審決で命じた必要な是正措置を講じるとともに再発防止に取り組んでおり、その効果が表れていると評価することができる。

(ウ) 棚卸しにおける従業員の不当使用

a A社が講じた再発防止策

A社は、審決後、棚卸し作業は自社の従業員及び自社が雇用したアルバイトを使って行っており、納入業者に対して従業員等の派遣要請を行っていない。

b 納入業者の意見等

ヒアリングを行った納入業者のうち、かつてA社から棚卸しのために従業員の派遣等の要請を受けていた8社は、審決後は棚卸しのための従業員の派遣要請がなくなったとしている。

c 審決後の状況の評価

審決後、A社には、棚卸しに際し、自社の作業を行わせるために従業員等を派遣するよう要請する行為と疑われるような行為は認められず、A社は、審決で命じた必要な是正措置を講じるとともに再発防止に取り組んでおり、その効果が表れていると評価することができる。

(I) まとめ

前記(7)～(ウ)のとおり、A社は「特売商品等の買ったとき」、「新店セール等における従業員の不当使用」及び「棚卸しにおける従業員の不当使用」のいずれにおいても、審決で命じた必要な是正措置を講ずるとともに再発防止に取り組んでおり、独占禁止法上問題となる行為は行われていない。

イ A社のコンプライアンスに対する取組

(7) 審決で命じた行動指針の作成、仕入担当者に関する研修及び法務担当者による監査

a 行動指針の作成

A社は、独占禁止法の概要を組み入れた行動指針を作成し、全社員に配布してコンプライアンスの啓蒙、法令遵守の周知徹底を図っている。

また、A社は、全社員向け行動指針とは別に仕入担当者向けの公正取引に関するコンプライアンスマニュアルを作成し、全仕入担当者に周知しており、その中で独占禁止法、下請法及び大規模小売業告示について、法令等の内容、禁止事項、ポイント等を掲載している。

b 研修の実施

A社は、全仕入担当者を対象に、平成17年から19年までの3年間で、独占禁止法及び下請法をテーマとして、計18回（参加人数の合計は延べ約1,300名）の研修を行っている。

なお、研修資料は、毎年変更している。

また、仕入担当部門独自の取組として、年に2回、部門内の研修として各店舗の仕入担当者に独占禁止法の勉強会を実施するなどしている。

c 監査の実施

A社は、法務部が作成した監査項目について、監査部が監査を実施している。

監査部が実施した監査は、仕入担当者に対して、業務人事部及び営業企画部から部長級の応援を受けて監査部が中心となり、各地域本部を含めて、全社的に従業員の不当使用、不当値引き、不当な経済上の利益の收受等について、独占禁止法関連の取組の徹底や進捗状況について監査を実施している。

監査結果は、総評を含めて社長に報告し、監査結果に基づく指摘事項は法務部→各本部→責任者→仕入れ担当者のルートで周知され、問題点の是正方を指示・命令している。

また、A社は、買ったたきが行われていた特定商品については、食品本部の担当部長の指揮・監督の下、仕入担当部署の調査を行い、予防措置を講じており、また、コンプライアンス月間テーマとして、買ったたきについて、法務部から教育資料を提供し、青果の仕入担当者各自にチェックさせている。

(1) 審決で命じた項目以外のA社の取組

A社は、審決を契機に、社内組織として法務部（3名体制）を新設し、同法務部において、社員教育資料の作成、コンプライアンス委員会の事務局を担当させるなど具体的な行動を実施している。主な取組は以下のとおりである。

a 納入業者アンケート

A社は、毎年、納入業者との取引について、納入業者から取引上の問題点の指摘を受け、問題となる行為を防止するために納入業者に対してアンケート調査を実施している。

b ヘルプラインの開設

A社は、社外通報窓口などのサービスを展開しているC社に依頼し、納入業者向けと従業員向けのヘルプラインをそれぞれ開設して通報を受けている。

c 社内報による周知

A社は、全従業員向けに発刊している社内報にコンプライアンスの専用ページを設けて、独占禁止法等の関係法令を取り上げ、法令遵守の徹底等を図っている。

d コンプライアンス月間テーマ

仕入担当部門においては、独占禁止法及び下請法について定められた項目の中から毎月テーマ（「不当な返品」、「押し付け販売」、「特売商品の買ったたき」、「書面交付義務」等）を決めて、重点的に違反行為の有無のチェックをさせている。

e 大規模小売業告示に関する取組

A社は、審決後新たに施行された大規模小売業告示及び同運用基準の内容を自社のコンプライアンスマニュアル及び研修資料に反映させるなどの対応を行っている。

(ウ) 審決後の状況の評価

以上のことから、A社は、審決に基づいて行動指針を作成し、また、仕入れ担当者に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を実施するとともに、独自にコンプライアンスに取り組んでいると評価できる。

ウ 評価

以上を踏まえれば、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、A社の納入業者との取引については、審決で認定された違反行為が効果的に排除されるとともに、取引方法が改善されていると評価できるものと考えられる。

(3) 今後の課題

優越的地位の濫用行為は、自己の取引上の地位が優位にあることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えるもの（継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること、相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること等）であり、中小事業者に

不当な不利益をもたらし、自由な競争の基盤を侵害する、独占禁止法違反行為の1つである。

公正取引委員会が法的措置を採ったことが、大規模小売業者の行動に変化をもたらし、納入業者からみて問題となる行為がなくなるなど、取引上の地位の優劣に起因する問題がみられた状況が大きく変わっている。

- ① このように、独占禁止法に基づく法的措置を採ったことが、取引の公正化に顕著な効果があることを踏まえ、今後とも、中小事業者に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用には厳正に対処していく必要がある。
- ② 優越的地位の濫用行為の排除や未然防止を一層徹底するためには、取引上優越的地位にある事業者に対し、独占禁止法遵守のための行動指針の策定、研修及び定期的な監査を実施させるような措置が有効であると考えられる。今後とも、事案に応じた有効な措置の工夫・開発を積極的に行っていく必要があると考えられる。
- ③ 本件評価を通じて、違反行為排除後の取引関係の状況が明らかになったところ、措置を採った事案について、その後の取引関係の変化を追跡し、現状及び問題点の把握、排除措置の有効性の検証等を積極的に行うべきであると考えられる。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	○ 本事件をフォローアップの対象として選定した理由についての説明を記載すべき。(意見を踏まえて修正を行った。)
東條委員	○ 本事件をフォローアップの対象として選定した理由についての説明を記載すべき。(意見を踏まえて修正を行った。)

実績評価書

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策**ルールある競争社会の推進**

下請法違反行為に対する措置（平成19年度）

【具体的内容】

下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査，招致調査等）を行い，違反行為が認められた場合には，必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は警告）を講ずる。

2. 施策目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延，減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し，これらを排除することにより，下請取引の公正化を図るとともに，下請事業者の利益を保護する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成20年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は，下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は，下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策評価の把握の手法

- (1) 勧告等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数
- (3) 違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「公正取引委員会における平成19年度下半期の政策評価について」（平成20年3月28日公表），「平成19年度における下請法の運用状況及び企業間取

7. 政策の実施状況及びその効果

(1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、従来から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成 19 年度における書面調査は、30,268 社(前年度比 2.6%増)の親事業者を対象に実施し、また、下請事業者 168,108 名(前年度比 3.4%増)を対象に下請事業者調査を実施している(表 1)。

表 1 書面調査の状況 (単位:社,名)

年 度	親事業者調査	下請事業者調査
17	30,991	170,878
内 訳	製造委託等	(18,145)
	役務委託等	(12,846)
18	29,502	162,521
内 訳	製造委託等	(17,601)
	役務委託等	(11,901)
19	30,268	168,108
内 訳	製造委託等	(18,488)
	役務委託等	(11,780)

(注) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(2) 違反被疑事件の処理状況等

ア 新規着手及び処理状況

平成 19 年度の下請法違反被疑事件について、勧告及び警告の措置を講じた件数(以下「措置件数」という。)は 2,753 件(前年度比 6.3%減)となっている(表 2)。

なお、違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められるような事件に厳正に対処した結果、平成 19 年度の勧告件数は 13 件(平成 16 年 4 月の改正下請法の施行後最多)となっている(表 2)。

表2 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	措置請求	計	措置件数		不問	計	
					勧告	警告			
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066	
内訳	製造委託等	(1,934)	(40)	(0)	(1,974)	(5)	(1,951)	(26)	(1,982)
	役務委託等	(2,075)	(25)	(0)	(2,100)	(5)	(2,064)	(15)	(2,084)
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059	
内訳	製造委託等	(2,028)	(59)	(1)	(2,088)	(8)	(2,000)	(69)	(2,077)
	役務委託等	(955)	(41)	(0)	(996)	(3)	(927)	(52)	(982)
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060	
内訳	製造委託等	(1,808)	(83)	(1)	(1,892)	(5)	(1,700)	(164)	(1,869)
	役務委託等	(1,156)	(62)	(0)	(1,218)	(8)	(1,040)	(143)	(1,191)

(注) 新規着手件数のうち「措置請求」は、中小企業庁長官からの措置請求案件である。

イ 違反行為類型別の内容

(7) 違反事件の内容を違反行為類型別にみると、発注書面の交付義務違反等の手続規定違反は 3,006 件となっており、このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が 2,453 件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの 553 件となっている（表3）。

(1) 親事業者の実体規定違反（禁止行為違反）は 1,175 件であり、これを違反類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付、下請代金の減額、やり直し等、購入等強制となっている（表3）。

8. 評価

(1) 必要性

下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処することにより、下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図る必要がある。

(2) 有効性

ア 違反事件の処理

従来から下請法違反被疑事件に対する積極的な処理、普及・啓発に努めてきたところ、平成19年度の勧告件数は13件と前年度の11件から2件増加しており、これは、改正下請法の施行（平成16年4月）後最多の数である。このうち、下請法の改正により新たに同法の規制対象となった役務委託等の分野については8件の勧告を行っている。

また、平成19年度には、下請事業者3,736名に対し、総額10億8804万円の減額分を返還するよう親事業者を指導しており、これらは改正下請法施行後最多の下請事業者数、返還総額となっている。

イ 下請取引の改善を図るための措置等

下請法の改正により、勧告においては、下請取引の改善や再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっており、平成19年度に勧告した減額事件13件について、①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のための必要な措置、③当該措置内容の自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めたところ、勧告対象となった親事業者の全社が改善措置を採っている。

ウ 勧告事件の公表

勧告の措置を講じた事件13件については、すべて公表しており、これが報道されることにより、下請法違反事件に対する社会的関心が高められていると考える。また、下請法違反事件が報道されることにより、下請事業者の下請法違反行為に対する認識が向上することが期待されること（平成19年3月28日に公表した平成19年度下半期の政策評価「下請法違反行為に対する措置－役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響について－」参照）、勧告事件の公表は、対象事業者のみならず他の事業者に対しても一定の抑止効果を及ぼしたと考えら

れる。

この点については、平成16年度に勧告を受けた製造委託の親事業者4社に対して、勧告後の下請法遵守状況に関するアンケート調査を行った。当該調査の結果、「新単価の遡及適用による下請代金の減額防止策の導入」、「下請法研修会の実施及び講習会への参加」等、いずれも、下請法遵守に向けた取組を行っていることが確認された。

さらに、改正下請法が施行された平成16年度から平成18年度までの間に勧告した役務委託等の親事業者8社に対して、親事業者の下請法遵守状況等についてのアンケート調査を行ったところ、前記8社のうち回答のあった6社からは、下請事業者との取引時に、「親事業者の義務、禁止事項等の再確認により下請事業者の立場への理解を深める」、「発注票、契約書等の書面作成時、必要事項が記載されているか内容を注意深くチェックする」等、勧告の内容（いずれも下請代金の減額）以外の事項についても下請法遵守をより心掛けるようになっている旨の回答が得られている。

エ まとめ

勧告件数は、平成16年度4件、平成17年度10件、平成18年度11件、平成19年度13件と着実に増加し改正下請法の施行後最多となっており、平成19年度には買ったたき行為について初めて勧告している。下請代金の減額分の返還額は総額で改正下請法の施行後最多の10億8804万円となっている。

また、平成19年度においては、製造委託である電気機械器具製造業、食料品製造業、役務提供委託である道路貨物運送業など、幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処しており、下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図るという目標に照らしてその有効性を評価できるものと考えられる。

(3) 効率性

ア 平成19年度の下請法違反事件の措置の種類別の日数（事件関係人に対して調査を開始した日から措置日までの日数（休日を含む。）以下「処理日数」という。）をみると、警告については、「1日～30日」の期間で処理した比率は約92%であり前年度並である。6か月を超えて（181日以上）処理した比率は1.4%であり前年度に比べやや増加している（表4）。

勧告については、平均処理日数が293日であり、前年度に比し11日減少しているが、事件処理に181日以上要した事案が11件みられる（表5）が、これら11件の事件処理に長期間を要した理由としては、違反行為の内容が複合的な案件で勧告・公表に耐え得る証拠収集に時間を要したこ

と、調査の過程における新たな行為についても勧告の対象とすべきか否かの検討を要したことが挙げられる。

また、平成 19 年度においては、平成 19 年 2 月、政府の成長戦略の一環として取りまとめられた「成長力底上げ戦略」を踏まえ、改正下請法に基づき新たに適用対象とされた分野のうち、道路貨物運送、放送番組・映像の制作及び金型の製造に係る各委託取引を重点分野として、違反事実の有無のみだけでなく違反に至る背景事情等を含めたより精緻な調査を実施（役務委託等の重点 3 分野調査）した結果、処理に時間を要した事情もあるものと考えられる（製造委託等の処理日数に比べて役務委託等の処理日数が多い状況及び前年度に比し当該状況が顕著であることについては表 5 参照）。

なお、この役務委託等の重点 3 分野調査の結果、勧告 4 件（全勧告件数の 30.8%）、警告 250 件（全警告件数の 9.1%）を行った。

このように、下請法違反処理日数は、警告についてはおおむね 6 か月以内に処理されているが、勧告については、昨年度に比し若干短縮されたとはいえ、6 か月以内に違反事件を処理するという目標は平成 19 年度も達成されておらず、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向け、今後改善を図っていく必要がある。

表4 下請法違反事件処理に要した日数 (単位: 件)

年度	措置内容	下請法違反事件処理日数						
		1~30日	31~60日	61~90日	91~120日	121~180日	181日以上	
17	勧告	0	0	1	1	1	7	
	警告	3,868 (96.3%)	54 (1.3%)	37 (0.9%)	15 (0.4%)	20 (0.5%)	21 (0.5%)	
内 訳	製造 委託等	勧告	0	0	0	0	1	4
		警告	1,827 (93.6%)	44 (2.3%)	32 (1.6%)	12 (0.6%)	18 (0.9%)	18 (0.9%)
	役務 委託等	勧告	0	0	1	1	0	3
		警告	2,041 (98.9%)	10 (0.5%)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)
18	勧告	0	0	0	0	3	8	
	警告	2,692 (92.0%)	101 (3.5%)	57 (1.9%)	29 (1.0%)	23 (0.8%)	25 (0.9%)	
内 訳	製造 委託等	勧告	0	0	0	0	1	7
		警告	1,861 (93.1%)	62 (3.1%)	33 (1.7%)	11 (0.6%)	14 (0.7%)	19 (1.0%)
	役務 委託等	勧告	0	0	0	0	2	1
		警告	831 (89.6%)	39 (4.2%)	24 (2.6%)	18 (1.9%)	9 (1.0%)	6 (0.6%)
19	勧告	0	0	0	1	1	11	
	警告	2,531 (92.4%)	60 (2.2%)	44 (1.6%)	34 (1.2%)	33 (1.2%)	38 (1.4%)	
内 訳	製造 委託等	勧告	0	0	0	1	1	3
		警告	1,617 (95.1%)	26 (1.5%)	20 (1.2%)	12 (0.7%)	11 (0.6%)	14 (0.8%)
	役務 委託等	勧告	0	0	0	0	0	8
		警告	914 (87.9%)	34 (3.3%)	24 (2.3%)	22 (2.1%)	22 (2.1%)	24 (2.3%)

(注) ()内は各年度の警告件数全体に占める割合である。

表5 勧告事件調査に要した平均日数 (単位: 日, 件)

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
勧告事件平均処理日数	138	227	304	293
勧告件数	4	10	11	13

イ 親事業者、下請事業者の定期書面調査についてオンライン提出を受け付けているが、オンライン提出は、親事業者3,979件(回収数の16.0%)、下請事業者1,793件(回収数の2.9%)と依然として低率であるものの、

前年度に比べると、親事業者調査については 1.7 ポイント、下請事業者調査については 0.5 ポイント増加している。

ウ まとめ

警告については、前年度並の件数を維持するとともに、このうち約 92% を 30 日以内に処理した。勧告件数は、改正下請法の施行後最多の 13 件となっている。この 13 件中 11 件について、目標処理期間（6 か月）を上回る結果となっているが、平均処理日数は平成 18 年度の 304 日から平成 19 年度には 293 日に短縮されている。以上のことなどからすれば、一定の効率性が達成されたと評価できるものと考えられる。

(4) 今後の課題（政策への反映）

ア 厳正かつ迅速な事件処理

親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集を行わなければならない。このためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であり、引き続き、担当職員の実務的な研修を充実させる必要がある。

また、増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理し、6 か月以内に違反事件を処理するという目標を達成する必要があるところ、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等メリハリのあるリソースの配分に努めているところである。その他、違反事件の重要な端緒情報の収集強化等のための定期調査の効率化・合理化のため、定期書面調査の調査票の各設問において禁止行為を明確に記載するなど、法の普及・啓発の観点から見直しを今後も実施していくこととしており、事件進捗管理の徹底（新規着手事件の効率的な配分、処理に時間を要している事件の把握等）にも着手したところである。

イ 調査部門の体制の強化

近年、調査体制の強化のため人員の増員が図られたことを受けて勧告件数が着実に増加しているところ、下請取引の公正化のニーズは以前にも増して大きいことから、引き続き、調査体制の強化を進めていく必要がある。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	○ 勧告・公表が、対象事業者以外の事業者に対して与える抑止効果に係る説明が不十分である。(意見を踏まえて修正を行った。)
小西委員	○ 下請事業者に対して、どのような影響を与える事案について、勧告・公表を行っているのか説明を加えるべき。(意見を踏まえて修正を行った。)

実績評価書

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策

ルールある競争社会の推進

下請法違反行為に対する措置（平成17年度～19年度）【成果重視事業】
－役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上－

【具体的内容】

情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引の公正化のため、下請取引における発注書面交付率を向上させる。

2. 施策目標（目標達成時期）

平成16年4月の改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、従来から同法の対象となっている製造委託及び修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この発注書面交付率を平成17年度から同19年度までの3年間で、発注書面交付率（下請取引において発注書面を交付していると考えられる親事業者の比率）を95%まで引き上げる。【成果重視事業】（注1，2）

（注）1 下請法第3条は、親事業者が、発注に当たって、下請事業者が発注内容に関する所定の事項を記載した書面を交付する義務があることを定めている。

2 役務委託等の分野の下請取引適正化については、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるために政府全体で取り組んでいる「成果重視事業」に位置付けられている。「成果重視事業」とは、定量的な達成目標を明示し、弾力的な予算執行を行い、厳格な事後評価と次の予算への反映を実現するとともに、政策体系上の位置付けの明確化等政策評価との連携を強化した事業である。

3. 評価の実施時期

平成20年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 発注書面の交付率を向上させるための取組は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に必要であったか（必要性）。
- (2) 発注書面の交付率を向上させるための取組は、下請取引の公正化を図る

観点から有効であったか（有効性）。

5. 政策評価の把握の手法

発注書面交付率の状況

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 19 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」（平成 19 年 5 月 14 日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 親事業者向け書面調査の実施状況

公正取引委員会では、平成16年4月の改正下請法の施行により、これまで定期的に書面調査を行ってきた製造委託及び修理委託（以下「製造委託等」という。）を行っている業種に加え、新たに規制対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託（以下「役務委託等」という。）を行っていると思われる業種の親事業者についても、書面調査を実施している。

平成19年度における親事業者向け書面調査は、30,268社（前年度比2.6%増）を対象に実施しており、役務委託等分野については、11,780の親事業者に対して書面調査を行っている（表1）。

表1 書面調査の状況

年度	16	17	18	19
親事業者	30,932社	30,991社	29,502社	30,268社
製造委託等	18,143社	18,145社	17,601社	18,488社
役務委託等	12,789社	12,846社	11,901社	11,780社

(2) 発注書面の交付状況

平成19年度に実施した書面調査によると、下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、すべての下請取引において一切発注書面を交付していない疑いのある親事業者の比率（以下「発注書面不交付率」という。）は、下表のとおりである。製造委託等での発注書面不交付率は1.0%であるのに対し、役務委託等の分野での発注書面不交付率は1.1%であり、平成18年度の7.4%から、6.3ポイント減少している（表2）。

表2 発注書面不交付率

年度	16	17	18	19
製造委託等	8.1%	5.2%	2.2%	1.0%
役務委託等	14.9%	11.7%	7.4%	1.1%

8. 評価

(1) 必要性

ア 役務委託等分野が下請法の規制対象とされた経緯

我が国においては、近年、経済のソフト化・サービス化、IT化、規制緩和の進展等に伴い、役務についての取引の比重が増大しているところ、役務の委託取引における優越的地位の濫用の問題が指摘されていた。

これを受けて、平成15年6月12日、プログラムの作成等役務に係る下請取引を下請法の対象として追加すること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」が国会で成立し、平成16年4月1日、同法が施行された。

イ 役務委託等分野における親事業者の発注書面交付率の向上の必要性について

発注書面の不交付は、それ自体が下請法違反行為であるとともに、他の多くの下請法違反行為の原因となり得るものである。

下請法の改正により新たに規制対象となった役務委託等分野においては、従来から同法の規制対象である製造委託等分野に比べ発注書面の交付率が低い状態にあることから、発注書面交付率を平成17年度から平成19年度までの3年間で製造委託等分野並み（約95%）に向上させることにより、役務委託等分野における下請取引の公正化を図る必要がある。

(2) 有効性

本事業は、平成17年度から平成19年度までの3年間を期間とした成果重視事業であるところ、平成19年度中に役務委託等の分野における発注書面の交付率を、平成16年度時点における製造委託等の分野並みの約95%にするという成果目標が設定されていたものである。

公正取引委員会においては、本事業導入以後、発注書面を交付していなかった親事業者に対し、違反行為を指摘し速やかに是正を図るよう積極的な事件処理を行うとともに、下請法の規制の内容や発注書面の参考例を掲載した「下請取引適正化推進講習会テキスト」を交付するなどの普及・啓発による役務委託等の分野における発注書面不交付率を低下させるための

取組を行ってきたところ、発注書面交付率は年々着実に改善が図られ、事業最終年度である平成19年度においては98.9%と、設定した成果目標を達成した(表2)。

また、本事業の実施によって、役務委託等だけでなく製造委託等の分野における発注書面交付率についても年々着実に改善が図られており、製造委託等の分野における平成19年度の発注書面交付率は99.0%であった(表2)。

このことから、発注書面の交付率を向上させるための取組が有効なものであったと考えられる。

(3) 成果目標達成後の取組状況

本事業については設定した成果目標を達成したところ、今後は、発注書面の記載内容の充実、下請法の実体規定違反の未然防止・取締りに注力していく。

9. 政策評価委員会における指摘

特になし。

実績評価書

担当課 景品表示監視室

1. 評価対象施策

ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置（平成 19 年度）

【具体的内容】

景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令、警告又は注意をいう。）を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成 20 年 4 月～6 月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保の観点から必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策評価の把握の手法

- (1) 排除命令等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数
- (3) 違反事件の処理期間 等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 19 年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組」（平成 20 年 5 月 7 日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

平成15年11月施行の改正景品表示法第4条第2項を適用して排除命令を行った事例は、平成19年度において35件であり、これまでの通算で48件となった。

(注) 公正取引委員会は、景品表示法第4条第2項に基づき、商品・サービスの内容(効果、性能)について著しく優良であると示す表示(第4条第1項第1号違反被疑行為)に該当するか否か判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合、事業者が当該資料を提出しない場合には、不当表示とみなされる。

表1 事件処理件数 (単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数					
	うち 申告	うち 職権探知	うち その他	うち 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他		
19	1,866	1,549	305	12	56	19	520	1,419	2,014
18	2,143	1,874	255	14	32	7	650	1,450	2,139
17	1,314	1,035	254	25	28	36	610	791	1,465
16	1,364	1,098	238	28	21	21	722	740	1,504
15	1,154	876	257	21	27	6	618	587	1,238

- (注) 1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。
 2 平成16年4月より警告はすべて公表しており、それ以前の注意には警告非公表を含む(以下同じ)。
 3 一つの事件について複数の処理が行われること等のため、新規発生件数と処理件数は一致しない。

表2 景品表示法違反行為類型別件数 (単位：件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事件処理件数	651(21.9%)	764(17.4%)	674(▲11.8%)	689(2.2%)	595(▲12.2%)
排除命令	27(22.7%)	21(▲22.2%)	28(33.3%)	32(14.3%)	56(75.0%)
警告	6(▲64.7%)	21(250.0%)	36(71.4%)	7(▲80.6%)	19(271.4%)
注意	618(24.8%)	722(16.8%)	610(▲15.5%)	650(6.6%)	520(▲20.0%)
うち表示	544(28.0%)	692(27.2%)	596(▲13.9%)	635(6.5%)	557(▲12.3%)
排除命令	27(22.7%)	21(▲22.2%)	28(33.3%)	32(14.3%)	56(75.0%)
警告	6(▲64.7%)	21(250.0%)	36(71.4%)	7(▲80.6%)	19(271.4%)
注意	511(32.4%)	650(27.2%)	532(18.2%)	596(12.0%)	482(▲19.1%)
うち景品	107(▲1.8%)	72(▲32.7%)	78(8.3%)	54(▲30.7%)	38(▲29.6%)
排除命令	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
警告	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
注意	107(1.8%)	72(▲32.7%)	78(8.3%)	54(▲30.7%)	38(▲29.6%)

(注) () 内は対前年度増加率(%)である。

表3 不当表示事件の内訳

(単位:件)

関係法条	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
4条1項1号(優良誤認)	271(18.9%)	306(12.9%)	315(2.9%)	320(1.6%)	338(5.6%)
4条1項2号(有利誤認)	237(66.9%)	322(35.9%)	241(▲25.2%)	314(30.3%)	174(▲44.6%)
4条1項3号	56(▲22.2%)	49(▲12.5%)	69(40.8%)	51(▲26.1%)	64(25.4%)
おとり広告	24(▲11.1%)	19(▲20.8%)	24(26.3%)	22(▲8.3%)	21(▲4.5%)
原産国表示	26(▲42.2%)	27(3.8%)	24(▲11.1%)	19(▲20.8%)	27(42.1%)
不動産おとり	0(—)	2(—)	0(▲100.0%)	1(—)	2(100.0%)
消費者信用	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
無果汁表示	6(—)	1(▲83.3%)	0(▲100.0%)	2(—)	0(▲100.0%)
有料老人ホーム	—	0(—)	21(—)	7(▲66.7%)	14(100.0%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

表4 景品事件の内訳

(単位:件)

関係告示	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
懸賞景品告示	60(▲11.8%)	44(▲26.7%)	45(2.3%)	33(▲26.7%)	26(▲21.2%)
総付景品告示	48(23.1%)	31(▲35.4%)	35(12.9%)	25(▲28.6%)	12(▲52.0%)
業種別告示	2(0.0%)	2(0.0%)	0(▲100.0%)	1(—)	1(0.0%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

8. 評価

(1) 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけではなく、商品選択における国民のニーズの動向に対応した法運用を行うことが重要である。

平成19年度においては、以下のとおり積極的な処理を行っており、中でも、金融・保険分野(生命保険の支払条件)、電気通信分野(DIAL104サービス、携帯電話の料金割引サービス)等、国民生活に広く影響のあるサービス分野における事件や、食品(牛肉の霜降り表示、馬肉の霜降り表示)、地域ブランド・原産国(ガラス製品の原産国、鶏肉加工食品の原材料、干物の原産地、家具の原産国、財布の原産国)など、国民のニーズの動向を踏まえた処理を行った。

【排除命令】

・ 牛肉詰め合わせ商品の内容に関する不当表示	1件
・ 資格取得講座で取得できる民間資格の内容に関する不当表示	1件
・ ガラス製品の原産国に関する不当表示	1件
・ 染毛料の染毛効果に関する不当表示	4件
・ 洗桶による浴室等のカビ抑制効果等に関する不当表示（景品表示法第4条第2項適用）	12件
・ 衣料品の原材料に関する不当表示	3件
・ 使いすてカイロの発熱効果の持続時間に関する不当表示	1件
・ 生命保険の支払条件に関する不当表示	1件
・ 蚊よけ器の効果に関する不当表示	1件
・ 水洗トイレ用芳香洗剤に関する不当表示	1件
・ 馬肉の霜降り表示に関する不当表示	5件
・ カビの防止等を標ぼうする商品の効果に関する不当表示（景品表示法第4条第2項適用）	7件
・ 自動車の燃費向上等を標ぼうする商品の効果に関する不当表示（景品表示法第4条第2項適用）	16件
・ 寝具の原材料に関する不当表示及びシルク製品に関する不当な二重価格表示	1件
・ DIAL104サービスに関する不当表示	1件

(注) 自動車の燃費向上等を標ぼうする商品の効果に関する不当表示事件のうち、すばるメディア株式会社及び株式会社ピエラスについては、平成20年4月21日、審判手続が開始されている。

【警告】

・ 催事におけるひな人形セット等の不当な二重価格表示	1件
・ 鶏肉加工食品の原材料に関する不当表示	3件
・ 携帯電話の料金割引サービスに関する不当表示	2件
・ 干物の原産地に関する不当表示	1件
・ 家具の原産国に関する不当表示	7件
・ 財布の原産国に関する不当表示	1件
・ スーパーマーケットによる不当な二重価格表示	1件
・ 有料老人ホームのサービスの内容等に関する不当表示	3件

これらは

- ① 多様化している商品・サービスについての適切な表示への要望が高まっていること
- ② 健康・安全志向の中で食品の表示に対する意識が高まっていること

- ③ 知的財産としての地域ブランド保護への意識が高まっていること
 - ④ 原産国の表示に対する意識が高まっていること
- といった国民のニーズの動向を踏まえたものである。

(2) 有効性

ア 違反事件の処理

平成 19 年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令 56 件（前年度比 75% 増）、警告・公表 19 件（前年度比 271% 増）及び注意 520 件（前年度比 20% 減）の計 595 件（前年度比 12% 減）であった。排除命令件数は平成 15 年度から平成 18 年度までの 4 年間の平均 27 件に比べ 29 件多く、警告件数は同期間の平均 18 件に比べ 1 件多かった。また、注意件数は同期間の平均約 650 件に比べ 130 件少なく、これらを合わせた総事件処理件数は同期間の平均約 695 件に比べ 100 件少なかった。

平成 19 年度においては景品表示法違反行為に対して厳正に法執行を行う観点から、法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行った結果、排除命令は増加しており、表示事件としては、昭和 43 年度の 55 件を上回る過去最高の件数になっていることから、景品表示法違反事件を厳正かつ積極的に処理したと評価できる。

また、前記(1)のとおり、国民生活に深く関わる表示について、幅広い分野の事案を取り上げており、これは、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるもので、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものである。

このように、不当表示事件の処理を例年以上に行いつつ、法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行い、また、幅広い分野の事案に取り組んでおり、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから、その有効性が評価できるものと考えられる。

イ 社会的認知度

平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度に行った排除命令は、それぞれ 27 件、21 件、28 件、32 件、56 件であるが、これらはすべて新聞報道されている。平成 19 年度に行った排除命令に係る日刊新聞報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計 7,615 行と平成 18 年度の 4,085 行に比べ大幅に増加している。

また、平成 19 年度においては申告件数が 1,549 件と平成 18 年度の 1,874 件に比べ若干減少したものの、平成 15 年度から平成 18 年度までの 4 年間の平均 1,221 件に比べ 328 件増加している。一般的に排除命令に係る報道が日刊新聞紙等に取り

り上げられた直後に一般消費者等からの申告は増加するところ、排除命令等の増加に伴い、排除命令の報道に国民が接する機会が増えたため、申告件数は引き続き高い水準にあるものと考えられる。

公正取引委員会が消費者のニーズに合わせた法運用を行い、また、法的措置である排除命令の措置を積極的に採った結果、各不当表示事件の内容が従来以上に報道されて広く社会に認知されることとなり、他方、申告件数が高い水準にあることは景品表示法違反事件に対する社会的な関心が高まっていることを表すものであり、このような社会的認知度の高まりには同種の違反行為の抑止効果も期待されることから、その効果は積極的に評価できる。

(3) 効率性

ア 事件処理日数

平成 19 年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数（事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。）の平均値は 328 日であり、前年度に比し 83 日増加している。

表 5 排除命令事件調査に要した平均日数

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事件処理日数(日)	183(5.8%)	195(6.6%)	222(13.8%)	245(10.4%)	328(33.9%)
排除命令件数(件)	27	21	28	32	56

(注) () 内は対前年度増加率(%)である。

また、年度ごとに、前記事件処理日数の分布をみると、次のとおりであり、平成 16 年度以降は全体的に事件処理が長期化する傾向が認められる。

表 6 排除命令事件処理日数の分布

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
3か月以内(1~ 91日)	4	2	1	0	2
6か月以内(92~182日)	16	7 (1)	7	15	8
9か月以内(183~274日)	3	8 (1)	15 (1)	8 (1)	4
1年 以内(275~365日)	2	3	2 (2)	4	19 (12)
1年3か月以内(366~456日)	2	1	1	2 (2)	16 (16)
1年6か月以内(457~547日)	0	0	1 (1)	3 (3)	4 (4)
1年9か月以内(548~639日)	0	0	1 (1)	0	3 (3)

(注) () 内は、景品表示法第 4 条第 2 項適用案件の数で、内数である。

(7) 第4条第2項適用案件以外の案件

景品表示法第4条第2項適用案件（35件）以外の案件については、平均事件処理日数は216日であり（平成18年度は203日）、およそ半数の案件（21件中10件）が6か月以内に処理されている。

(イ) 第4条第2項適用案件

平成19年度の景品表示法第4条第2項適用案件は、関係人が多数に上り、関係人から合理的な根拠を示す資料として提出される資料も大量であったことから処理に時間を要し、事件処理日数は平均414日（平成18年度は424日）となっている。

イ 事業者団体等に対する要望

業界における実態を踏まえ、個別の事業者に対して事件措置を採るだけでなく、措置と同時に事業者団体等に対して要望を行い、問題のみられた業界として表示の適正に努めるよう求めた。これは、違反に問われた個別の事業者のみならず、業界全体における適正な表示に対する認識を高め、改善する効果が期待できる点で、効率的な手法であるといえる。平成19年度に行われた要望は以下のとおりである。

表7 排除命令等と同時に要望等を行った例

事件	要望先	要望内容	その後の対応
・ 衣料品の原材料に関する不当表示 (H19.7.31)	財団法人 毛製品検査協会	実際のカシミア混用率は16.1パーセントないし26.4パーセント程度にすぎない商品であるにもかかわらず、「カシミア100%」と記載された同協会発行の下げ札が取り付けられていたことについて、その原因を究明の上、再発防止のために必要な措置を講ずるよう要望。	新たに設置した外部有識者で構成する表示適正化のための検討委員会における、再発防止等についての検討結果を踏まえ、下げ札の発行再開に向けて、発行制度の改善を検討しているところ。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 干物の原産地に関する不当表示 ・ 鶏肉加工食品の原材料に関する不当表示 ・ 家具の原産国に関する不当表示 <p>(H19. 12. 20)</p>	<p>日本百貨店協会</p>	<p>会員事業者において、商品の原材料、原産国等について自ら確認した上で表示する体制を構築するなど所要の取組がなされ、今後、一般消費者に誤認される表示が行われることがないように指導することを要望。</p>	<p>警告後直ちに、会員事業者に対し、警告内容を周知徹底するとともに、再発防止策として、会員事業者が行う催事における表示上の留意点等を取りまとめた。</p>
---	----------------	--	--

(4) 今後の課題（政策への反映）

競争政策は市場における公正で自由な競争のルールの実現を目指すものであるが、事業者間の競争は消費者の選択をめぐって行われることから、消費者が適切な判断を行うことができることは、公正で自由な競争のルールが効果的に機能するための前提となる条件である。このため、競争政策を中核的に担う公正取引委員会においては、消費者が適切な判断を行える意思決定環境の創出・確保を担う消費者政策を競争政策と一体のものとして積極的に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、積極的かつ迅速に景品表示法違反行為を排除していく必要性が増しており、景品表示法の改正や公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の体制強化が図られてきたところである。

平成 19 年度においては、表示事件の排除命令件数が過去最高になるなど、積極的な法執行に努めたと評価し得るものであり、また、限られたリソースの効率的活用観点から消費者のニーズを踏まえた法執行を行う必要があるところ、その内容をみても、金融・保険分野、電気通信分野、地域ブランドなどにおいて消費者のニーズを踏まえたインパクトのある重点的な法執行が行われた。

今後は、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため

- ① 国民生活に広く影響のあるサービス分野、食品に係る表示、地域ブランドに係る表示等、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行
- ② 景品表示法第 4 条第 2 項の効果的な適用を進めていく必要がある。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

<p>田辺委員</p>	<p>○ 「表 1 事件処理件数」では、恒常的に処理件数が新規発生件数を上回っているが、理由の説明を加えるべき。(意見を踏まえて修正を行った。)</p>
-------------	--

総合評価書

担当課 経済取引局総務課

1. 評価対象施策

競争環境の積極的な創造

法令遵守意識の向上（成果重視事業）

－入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等－

【具体的内容】

- (1) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知
入札談合の防止に係る発注機関における調達担当者等の法令遵守意識の向上の観点から、国等の調達機関との間における「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」及び政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催する。また、発注機関等の調達担当者を対象とした研修会に講師を派遣する。
- (2) 公共調達における改革の取組・推進に関する検討会
国・都道府県・市・政府出資法人の担当職員の参加を得て、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会」を開催する。

2. 施策等の目的

- (1) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知
独立行政法人緑資源機構の入札談合事件、防衛施設庁の入札談合事件等、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が永年にわたり行われていたと認められる事件が続発しており、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容を発注機関に周知することにより、調達及び発注に係る違反行為を未然に防止する。
- (2) 公共調達における改革の取組・推進
前記(1)のような状況から、各発注機関における入札制度に係るコンプライアンスの向上・入札制度改革の取組状況について情報交換を行うとともに、発注機関が取組を行っていく中で直面した問題点・課題等について、有識者を交えて検討を行うことにより、発注機関における実効的な取組を更に推進する。

3. 評価の実施時期

平成 20 年 4 月～ 6 月

4. 評価の目的（ねらい）及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 取組は、入札談合等関与行為の存在が認められる事件が続発している状況において必要か（必要性）。
- (2) 取組は、地方公共団体等における法令遵守意識の向上等に役立ったか（有効性）。
- (3) 取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

発注機関等の調達担当者を対象とした研修会の参加者に対するアンケート調査等（対象：76 機関，2,600 名）

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 発注機関等の調達担当者を対象とした研修会の参加者に対するアンケート資料
- ・ 「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書」（平成 20 年 5 月公表）等

7. 施策の実施状況

- (1) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

公正取引委員会は、従来から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成 6 年 7 月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合防止の徹底を図っている。

また、入札談合の未然防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注機関から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、国の本省庁等において、会計課長等が公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官として指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成 5 年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しており、平成 19 年度においては、国の本省庁等の連絡担当官会議を開催するとともに、国の地方支分部局等の連絡担当官会議を全国 9 か所で開催した。

さらに、公正取引委員会は、平成6年度以降、国又は地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行うとともに、政府出資法人の調達担当者に対する研修会を開催している。平成19年度においては、国、地方公共団体及び政府出資法人に対して76件の講師の派遣を行うとともに、東京及び大阪において政府出資法人の調達担当者に対する研修会を開催した。

公正取引委員会は、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解を深めるため、テキスト「入札談合の防止に向けて」を作成し、一般に公表しているところ、これらの会議等において、出席者に同テキストを配布するとともに説明を行い、意見交換等を行っている。

なお、平成19年度の会議の開催状況及び講師の派遣状況は次表のとおりである。

表1 会議の開催状況及び講師の派遣状況（平成19年度）

担当部署	開催回数等
本局	国の本省庁の連絡担当官会議（1回）、関東甲信越地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、政府出資法人の調達担当者研修会（1回）、講師派遣（13回）
北海道事務所	北海道における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（8回）
東北事務所	東北地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（14回）
中部事務所	中部地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（7回）
近畿中国四国事務所	近畿地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、政府出資法人の調達担当者研修会（1回）、講師派遣（9回）
近畿中国四国事務所中国支所	中国地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（8回）
近畿中国四国事務所四国支所	四国地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（8回）
九州事務所	九州地区における国等の機関の連絡担当官会議（1回）、講師派遣（9回）
内閣府沖縄公正取引室	沖縄県における国等の機関の連絡担当官会議（1回）

(2) 公共調達における改革の取組・推進に関する検討会

入札談合は、公共調達の仕組みと関係する点が多いことから、公正取引

委員会は、平成 15 年度から平成 18 年度において、発注機関におけるコンプライアンスの向上の取組や入札制度の改革の状況についてアンケート調査等を実施し、その結果を取りまとめ、公共調達に関して、競争政策上望ましい方向について考え方を提示してきたところである。

平成 19 年度において、公正取引委員会は、国・都道府県・市・政府出資法人の担当職員の参加を得て、各発注機関における入札制度に係るコンプライアンスの向上・入札制度改革の取組状況について情報交換を行うとともに、発注機関が取組を行っていく中で直面した問題点・課題等について、有識者を交えて検討を行うことにより、実効的な取組を更に推進することを目的として、平成 19 年 11 月より合計 3 回、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、その検討結果を報告書として取りまとめた。

検討会においては、発注機関におけるコンプライアンス向上の取組及び入札制度改革について、各発注機関の取組の報告が行われた。コンプライアンスについては、①違法行為の隠蔽を防ぐには、どのように取組を行うべきか、②コンプライアンスの取組を形骸化させないためには、どのように取組を行うべきかとの課題が、入札制度改革については、①総合評価方式の導入、②地元業者の育成と公正な競争の確保、③ 1 社入札、入札不成立の問題といった課題が提起され、それぞれの課題について検討が行われ、その結果が取りまとめられた。

8. 評価

(1) 必要性

ア 公共調達を巡っては、発注機関職員が入札談合に関与するいわゆる「官製談合」が従来から見受けられたため、平成 15 年 1 月には、入札談合等関与行為防止法が施行され、発注機関の職員による入札談合等関与行為があった場合に、公正取引委員会が各省各庁の長等に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができるようになった。また、平成 18 年 12 月には、発注機関職員に対する刑事罰の導入、入札談合等関与行為の範囲の拡大及び法適用対象となる発注機関の拡大等の改正が行われ、平成 19 年 3 月から施行されている。同法に基づき、公正取引委員会が改善措置要求を行った事例は、これまでに 4 件発生しており、岩見沢市長、新潟市長、日本道路公団総裁のほか、平成 19 年 3 月には国土交通大臣に対して改善措置要求を行った。

しかしながら、その後も、独立行政法人緑資源機構の入札談合事件、防衛施設庁の入札談合事件等、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為の存在が認められる事件が続発しており、引き続き発注機関における法令遵守意識の向上が強く求められている状況にある。

このような状況を踏まえ、発注機関における入札談合防止に係る法令遵守意識の向上を図る観点から、発注機関と連携協力し、調達担当者等に対して、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容を周知徹底する必要がある（入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知）。

イ 前記アの状況に加え、平成 18 年度においては、公共工事に関連する収賄罪、談合罪で知事や出納長が起訴される事件が相次いだことを受け、平成 18 年 12 月の全国知事会においては、入札談合、とりわけ官製談合の根絶に向けての取組を進める旨の指針が示されるなど、各発注機関におけるコンプライアンスの向上・入札制度改革が進められている状況にある。

しかしながら、これらの取組については、基本的に各発注機関が独自に取り組んでいるものであるところ、各発注機関の取組状況についての情報交換、取組を行っていく中で直面した問題点・課題等に関する検討等を行い、実効的な取組を更に推進する必要がある（公共調達における改革の取組・推進）。

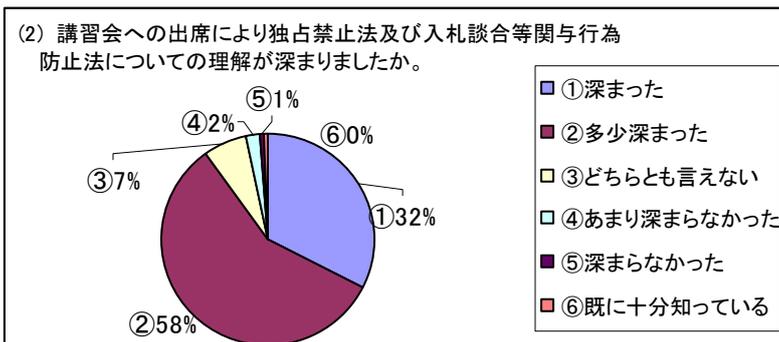
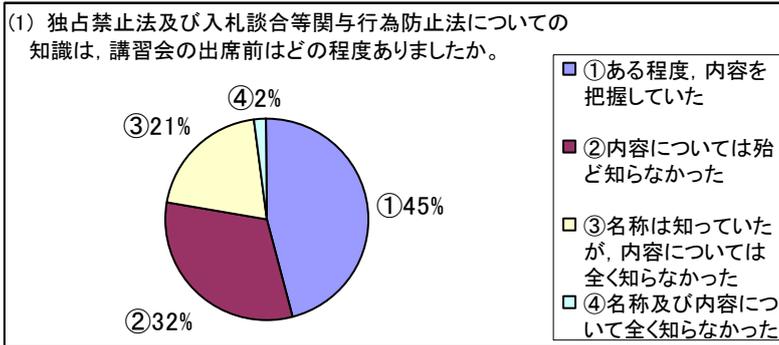
(2) 有効性

ア 発注機関が主催する研修会への講師派遣等

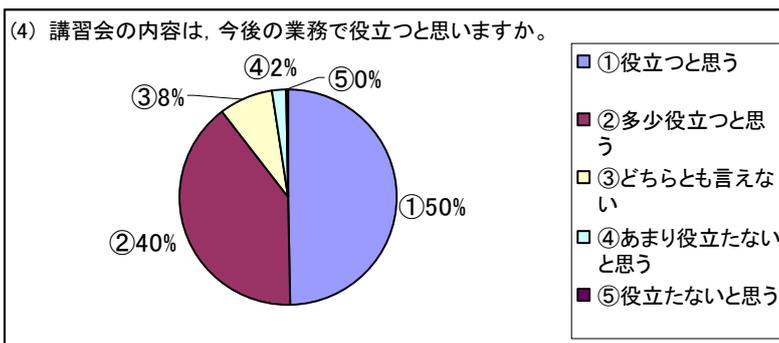
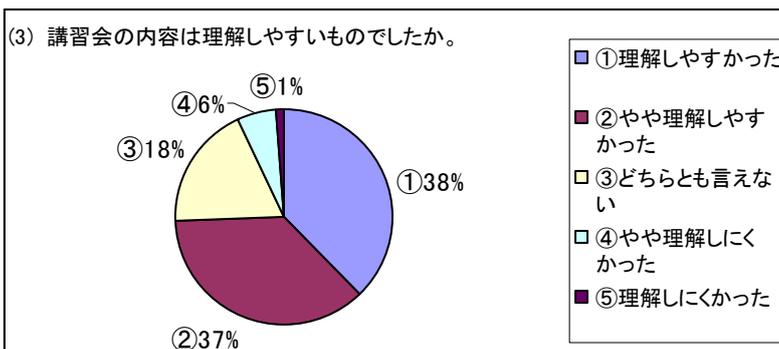
公正取引委員会では、平成 19 年 4 月以降、発注機関が主催する研修会に講師を派遣する等により独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の周知徹底を図ってきた。

研修会では、テキスト「入札談合の防止に向けて」を説明用資料として配布し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法について説明を行った際に、出席者に対してアンケート調査を行っている（回答者数 2,600 名）。

アンケート結果をみると、研修会の出席前において独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法についての知識がどの程度あったかについて、55 パーセントの出席者が「内容については殆ど知らなかった。」、「名称は知っていたが、内容については全く知らなかった。」、「名称及び内容について全く知らなかった。」と回答しており、半数を超える出席者が独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容に関する知識を有していない状況であった。一方、研修の結果、90 パーセントの出席者が独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法についての理解が「深まった」、「多少深まった」と回答している。



また、研修会の内容については、75 パーセントの出席者が「理解しやすかった」、「やや理解しやすかった」と回答しており、研修会の内容が今後の業務に役立つかについては、90 パーセントの出席者が「役立つと思う」、「多少役立つと思う」と回答している。



以上のことから、発注機関に対する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法に関する講師派遣については、発注機関職員における独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の知識の向上及び法令遵守意識の向上に関して、有効なものであったと評価できる。

また、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書」は、平成20年5月に同報告書を公表した後、公正取引委員会ホームページに掲載しているほか、今年度に実施予定の国の本省庁の連絡担当官会議等において内容の周知等を図る予定である。

イ 公共調達における改革の取組・推進に関する検討会

公共調達における改革の取組・推進に関する検討会については、国、都道府県、市（政令指定都市及び人口30万人～40万人規模の市）及び政府出資法人と、幅広い発注機関の担当職員の参加を得ることにより、意見交換等において各発注機関の状況に応じた意見が出されたところ、これら意見は、幅広い発注機関における取組の参考となるものと考えられる。

また、会議への参加を予定する発注機関に対して、あらかじめコンプライアンスの向上及び入札制度改革の取組に関するヒアリング等を行うことにより、発注機関において実際に直面している課題に即した議題の選定ができたものと考えられる。

(3) 効率性

ア 発注機関への独占禁止法等の周知

公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議には、当該会議の参加対象となる発注機関のほとんどが出席しており、また、政府出資法人の調達担当者に対する研修会については、平成19年度において、国立大学法人等の比較的発注規模の大きい法人を新たに加える等、参加法人数を増加する方向の見直しを行った結果、参加法人数が増加している（18年度23法人、19年度49法人）。さらに、会議等の開催においては、公正取引委員会の本局及び地方事務所の会議室並びに各地方事務所の職員を活用した。これらにより、会場の確保や職員旅費など会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法等の内容を周知することができたものと考えられる。

イ ホームページからのテキストのダウンロード数

公正取引委員会ホームページに掲載されたテキスト「入札談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法に対する理解が深まることが期

待される。実際、テキストのダウンロード数はテキストのホームページへの掲載を開始した平成19年9月から平成20年3月の7か月間で7,506件となっている。

(4) 今後の課題（政策への反映）

発注機関への独占禁止法等の周知については、発注機関が主催する研修会に講師派遣を行った際に実施したアンケートにおいて、出席者の大部分が独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まった旨回答する等、研修会を開催した発注機関においては、施策が有効に機能しているものと考えられるが、引き続き、より多くの発注機関と連携協力することにより、調達担当者等に対して、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の内容の更なる周知徹底に努めることとする。

また、公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書については、平成20年5月に公表したものであり、公正取引委員会ホームページに掲載する等、より多くの発注機関の担当者に周知できるよう努めているところではあるが、公表後期間が経過していないこともあり、十分な周知が行われているか十分に把握できていない状況にある。今後は、同報告書について、国の本省庁の連絡担当官会議等において、内容の説明を行う等、より多くの発注機関に対する周知を図る必要がある。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	○ 国内の公的機関の全数及び講師派遣を行った公的機関の数を記載できないか。（意見を踏まえて修正を行った。）
小西委員	○ 手法は難しいであろうが、独占禁止法等に対する理解の程度を把握することはできないか。